

○「四国における e-Knowledge を基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」事業
(知プラ e 事業) ロゴマーク使用規程

令和 8 年 9 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国(以下「センター」という。)が実施する「四国における e-Knowledge を基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」事業(知プラ e 事業)のロゴマークの使用及び取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマーク)

第 2 条 ロゴマークは、別図第 1 に定めるとおりとする。

2 ロゴマークを使用する者は、その形状、色彩その他の仕様を改変してはならない。

(使用の範囲)

第 3 条 ロゴマークの使用の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターが発行する印刷物(ホームページ等を含む。)
- (2) その他センター長が適当と認めるもの

(使用の申請)

第 4 条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に知プラ e 事業ロゴマーク使用許可願(別紙様式第 1)をセンター長に提出し、許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センターの運営又は知プラ e 事業の実施に関わる者が、その業務のためにロゴマークを使用する場合は、許可申請は要しない。

(使用の許可)

第 5 条 センター長は、前条第 1 項の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可する。

- (1) センターの信用又は品位を損なう、又はそのおそれがある場合
- (2) 第 2 条に定める基準に著しく違背する場合
- (3) その他ロゴマークの使用目的、使用方法、又は使用場所・使用媒体が適切でない場合

2 センター長は、ロゴマークの使用の許可または不許可を決定したときは、別紙様式第 2 または別紙様式第 3 の知プラ e 事業ロゴマーク使用通知書により、申請者に通知する。

(使用許可の取消し又は停止)

第 6 条 ロゴマークの使用に当たり、この規程に違反し、又はその趣旨に違反すると認められるときは、センター長は、当該使用者に対し使用許可の取消し、使用の停止又はその他適切な措置をとることができる。

(事務)

第 7 条 ロゴマークに関する事務は、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国（香川大学）において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和 8 年 9 月 30 日から施行する。

別図第1（第2条関係）

- ・カラフルタイプ正式版



- ・カラフルタイプ簡略版



- ・モノクロタイプ正式版



- ・モノクロタイプ簡略版

